

◆改憲発議の阻止を！自衛隊追記は9条2項死文化への道



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
<市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
市会議員
岩井友子 ☎438-8647 関根和子 ☎447-0557
事務所☎429-2160 事務所☎440-7950
金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592
佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

◆日本共産党議員の質問日は以下のとおりです。

※丸付き数字は質問の順番です。最終日には市長及び監査委員からの報告に対する質疑が行われる予定です。

Table with columns for date, time, session name, and participants. Title: 平成29年(2017年)第4回船橋市議会定例会(12月議会)の日程

市長から提案された補正予算では待機児童が発生している放課後ルーム(市場、二和、塚田飯山満、坪井)の定員拡大のための整備費が組まれました。皆さんと取り組んだ要望が実現しています。また、市長からは大穴近隣公園用地取得の議案など8件の議案、人権擁護委員の候補者推薦について

裏面へ続く

第4回

船橋市議会定例会が開会

11月17日(金)から12月22日(金)まで36日間の日程で第4回船橋市議会定例会(12月議会)が開会されました。

としまで続けるのか 法人市民税の過徴収

9月6日、船橋市は、市税条例の規定に「改正漏れ」があることを確認、10月27日に臨時議会を開いて、「改正漏れ」を是正する条例を提案しました。

改正漏れの主な内容は、法人市民税を標準税率に戻して課税するはずが、資本金1億円以下の法人は戻していなかった、というものです。

市は、条例に根拠のない税率を申告書に記載して、10月20日までに、約1340社、合計3

告1件が提案されました。日本共産党からは「憲法9条の改憲発議を行わないよう求める意見書」「北朝鮮との対話をトランプ大統領に提起するよう求める意見書」「消費税10%への引き上げを中止するよう求める意見書」の3件の発議案(意見書)を提案しています。

見書の3件の発議案(意見書)を提案しています。日本共産党議員の質疑等は表の通りです。是非、議会傍聴にお越しください。船橋市議会はホームページで議会中継を配信しています。併せてご利用ください。

250万円多く徴収してしました。条例改正漏れが発覚した以降も、条例に根拠のない税率による法人税の徴収が行われていることについて、船橋市は、「重大なミスだが、違法ではない」と

開き直り、引き続き、条例上に根拠のない税率で徴収しています。

4月にさかのぼって増税 市長から提案された条例は、

資本金1億円以下の法人の税率を標準税率にもどすだけではなく、4月にさかのぼって適用する、という内容です。現在、条例上の税率は、約8・6%で、条例が変更されると、9・7%となつて、増税が、さかのぼって適用されることとなります。

議会の質疑では、「不利益の不遡及」という原則から、増税をさかのぼって適用することが適法なのかどうか、各議員から疑義が述べられました。臨時議会の会期は、わずか3日間。慎重な審議を行おうとしても、時間が確保されていないことから、市議会では、今議会での成立は困難と判断し、継続審査を議決して、条例は成立しませんでした。

一日も早い法令遵守を 今後、この条例は、市議会に

設置されている総務委員会で引き続き議論されます。しかし条例が成立するまでの間は、条例に根拠のない税率で申告をさせ続ける、というのが市の方針です。総務委員会は、租税法律主義に基づき、違法状態をやめるよう求める決議を賛成多数で採択し、是正を求めています。次回の総務委員会は、12月6日午後1時30分から。当日は、この条例が不利益を遡及できる立場に立つ条例であることから、遡及の「適法性」について、専門家を招いて意見を伺うことになっていきます。

日本共産党船橋市議団主催 無料法律相談 12月13日(水) 1月24日(水) 弁護士が相談を受けます 労働相談も受けています 会場: 中央公民館 時間: 午後1時~4時 要予約 ☎436-3030